NISA
成長投資枠対象

ステート・ストリート米国投資適格社債インデックス・オープン（隔月分配型）

マンスリー・レポート

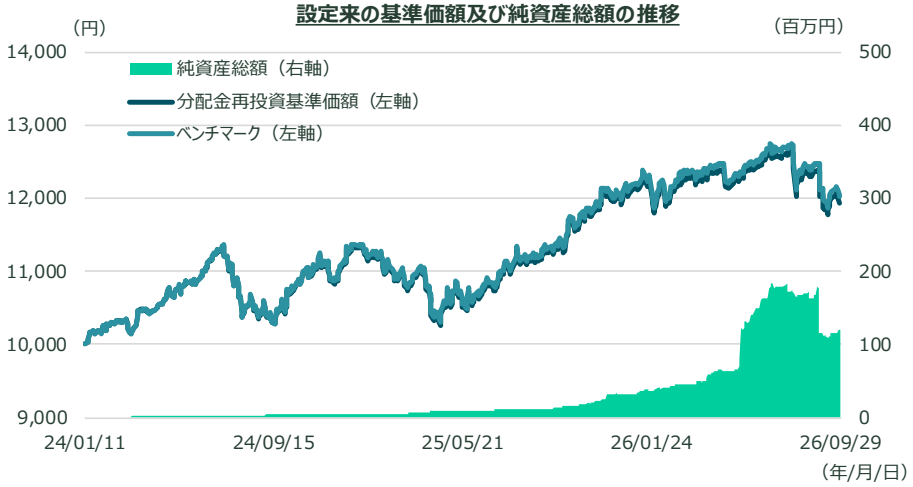
追加型投信／海外／債券／インデックス型

作成基準日：2026年9月30日

運用実績

設定日： 2024年1月11日　信託期間： 無期限
決算日： 毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の5日（休業日の場合は翌営業日）

設定来の基準価額及び純資産総額の推移



※ベンチマークはブルームバーグ米国社債（1-10年）インデックス（円換算ベース）で、ファンド設定日を10,000として換算し直しています。
※基準価額（税引前分配金再投資）は、信託報酬（後述の「ファンドの費用」参照）控除後の値です。

基準価額及び純資産総額

基準価額	11,249円
純資産総額	120百万円

※基準価額は１万口当たりの金額です。

最近の分配金実績（税引前）

	決算期	分配金
第12期	2026年1月5日	40円
第13期	2026年3月5日	40円
第14期	2026年5月7日	40円
第15期	2026年7月6日	40円
第16期	2026年9月7日	40円
設定来累計		640円

※分配金は1万口当たり当たりの金額です。
※運用状況により、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

騰落率（税引前分配金再投資）

	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	5年	設定来
ファンド	-3.71%	-5.73%	-2.86%	4.97%	-	-	19.25%
ベンチマーク	-3.59%	-5.54%	-2.64%	5.40%	-	-	20.31%

※当ファンドの決算時に分配金があった場合に、その税引前分配金で当ファンドを購入（再投資）したとして計算した騰落率です。

ポートフォリオ

ポートフォリオ特性値

	ファンド
クーポン（%）	4.64
残存年数（年）	4.86
修正デュレーション（年）	4.05
複利利回り（%）	5.81

※各組入銘柄の数値を加重平均した値です。
※上記は将来の運用成果を保証するものではありません。

残存構成

	比率
1年未満	0.0%
1-3年	25.2%
3-7年	45.2%
7-10年	25.1%
10年以上	4.5%

格付け構成

格付	比率
AAA格	0.4%
AA格	7.7%
A格	44.3%
BBB格	47.6%
BB格以下	0.0%

組入上位10業種

	業種	比率
1	銀行	27.5%
2	テクノロジー	10.8%
3	電力	7.7%
4	景気循環消費関連	7.7%
5	一般資本財	6.1%
6	通信	5.7%
7	エネルギー	5.7%
8	非景気循環消費関連	4.1%
9	不動産投資信託	3.5%
10	保険	3.5%

組入上位10銘柄

組入銘柄数：589銘柄

	銘柄	業種	償還日	クーポン	比率
1	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	2032/11/8	2.545%	0.6%
2	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	景気循環消費関連	2027/11/4	7.350%	0.6%
3	MORGAN STANLEY PVT BANK	銀行	2028/11/17	4.204%	0.6%
4	VERIZON COMMUNICATIONS	通信	2030/12/1	7.750%	0.5%
5	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	2033/1/25	2.963%	0.5%
6	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	2034/6/20	6.547%	0.5%
7	MITSUBISHI UFJ FIN GRP	銀行	2029/4/19	5.242%	0.5%
8	NATWEST GROUP PLC	銀行	2029/5/18	4.892%	0.5%
9	TRUIST FINANCIAL CORP	銀行	2034/6/8	5.867%	0.5%
10	CITIGROUP INC	銀行	2028/10/27	3.520%	0.5%

※比率は当ファンドがマザーファンドを通じて投資する債券の評価金額合計に対する比率です。
※業種はBloombergに基づく分類です。

※この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しています。必ずご確認ください。

■設定・運用は
STATE STREET INVESTMENT MANAGEMENT

NISA
成長投資枠対象

ステート・ストリート米国投資適格社債インデックス・オープン（隔月分配型）

マンスリー・レポート

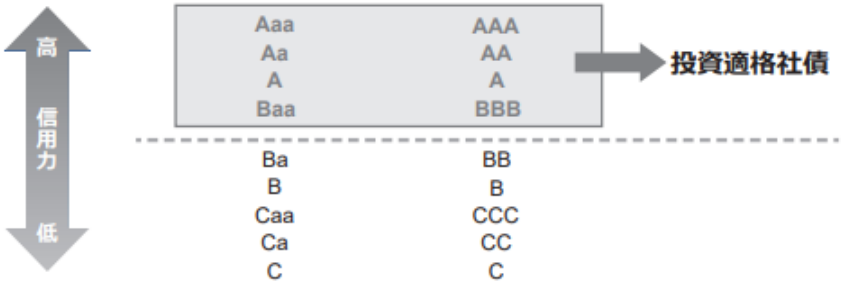
追加型投信／海外／債券／インデックス型

作成基準日：2026年9月30日

ファンドの特色

1．マザーファンドへの投資を通じて、米国の投資適格社債※に投資します。
※投資適格社債とは主要投資格付け機関による格付けがBBB格相当以上であるものを言います。

<格付けと信用力>



●「米国社債インデックス・マザーファンド」受益証券において、委託会社は運用の指図に関する権限の一部（米国社債等の運用指図）を次の者に委託します。
商号：ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー
所在地：アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市

2．ブルームバーグ米国社債（1-10年）インデックス（円換算ベース）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。

●ブルームバーグ米国社債（1-10年）インデックスは、正式名称を「Bloomberg US Intermediate Corporate Index」といい、米国の残存期間1年以上10年未満の投資適格社債で構成される債券指数であり、ブルームバーグ米国社債（1-10年）インデックス（円換算ベース）を当ファンドおよび投資対象とするマザーファンドのベンチマークとします。
●投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。

3．原則として、隔月（1月、3月、5月、7月、9月、11月）の各５日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に分配を行います。

●委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<分配のイメージ>



●上記はイメージ図であり将来の支払いおよびその金額を保証するものではありません。
●分配金額については収益分配方針に基づき委託会社が決定します。また分配金が支払われない場合もあります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■設定・運用は
STATE STREET INVESTMENT MANAGEMENT

ファンドの特色

4．実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

●投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。

5．当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に米国社債等に投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があり、その運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

基準価額の変動要因

金利変動リスク	公社債等の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します（価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって公社債等の価格は変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。したがって、このような状態が生じた場合には、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。 また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合（マザーファンドへの投資を通じて実質的に運用する場合を含む）にも、債務不履行などにより損失が発生することがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
為替変動リスク	当ファンドの実質的な主要投資対象である米国の投資適格社債は外貨建資産であるため、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます。一般に、主な為替相場の変動要因としては、金利変動、中央銀行等による政策金利の変更または為替介入、政治的要因等があります。

投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

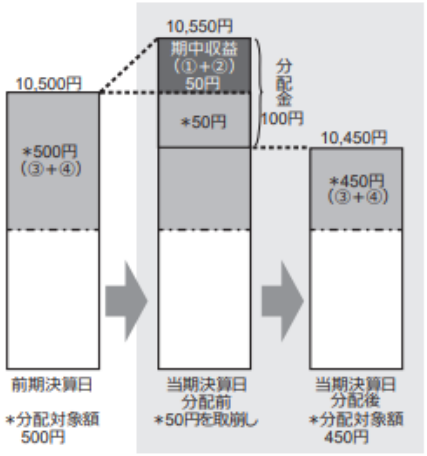
ファンドで分配金が支払われるイメージ



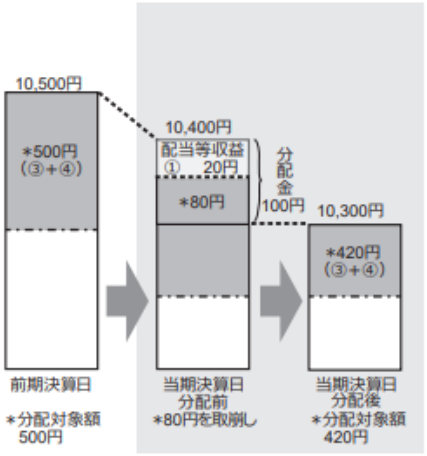
●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）

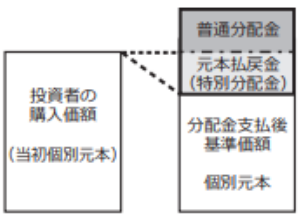


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

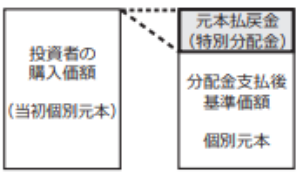
●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

ステート・ストリート米国投資適格社債インデックス・オープン（隔月分配型）

追加型投信／海外／債券／インデックス型

作成基準日：2026年9月30日

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位にて受付けます。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位にて受付けます。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
購入・換金申込不可日	原則として、ニューヨークの銀行の休業日
申込締切時間	原則として、販売会社の毎営業日の午後３時30分までとします。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	無期限（信託設定日：2024年1月11日）
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、受益者のため有利であると認める時、またはやむを得ない事情が発生した時は、償還することがあります。
決算日	毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各5日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年6回の決算時に収益分配方針に基づき収益の分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。 ※「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合せください。
信託金の限度額	1兆円
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税制上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、 販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。
ファンドの略称	ライト米社隔 ※日本経済新聞の「オープン基準価格」欄に掲載される略称です。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	ありません。
換金時	信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	信託報酬の総額は、日々の純資産総額に年率0.2838%（税抜0.2580%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、毎計算期間末（当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに、信託財産中から支払います。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・監査費用　・信託財産に関する租税　・信託事務の処理に要する諸費用　等

※上記の手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※上記は、2024年9月末現在のものです。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社、その他の関係法人等

委託会社：ファンドの運用の指図を行う者
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第345号
加入協会／日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会
ホームページ　www.statestreet.com/im
電話番号　03-4530-7333
お問い合わせ時間　（営業日）9：00～17：00

受託銀行：ファンドの財産の保管および管理を行う者
三井住友信託銀行株式会社

販売会社：ファンドの募集の取扱いおよび解約お申込みの受付等を行う者

販売会社

販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人金融商品取引業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	備考
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	○		○		
株式会社ＳＢＩ証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
株式会社イオン銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○				
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 株式会社ＳＢＩ証券）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○			○	
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○			○	

【投資信託および当資料に関する留意点について】

○当資料は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が作成した販売用資料です。
○当資料は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が信頼できると判断したデータにより作成していますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また、掲載データは過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
○当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
○当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
○投資信託は、値動きのある有価証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります）を投資対象としているため、お客さまの資産が当初の投資元本を割り込み、損失が生じることがあります。
○投資信託は
　１．預貯金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
　２．購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
　３．投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。
○お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

ステート・ストリート・インベストメント・マネジメントは、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が行う資産運用関連業務のブランド名です。

© 2026 State Street Corporation — All Rights Reserved

■設定・運用は
STATE STREET INVESTMENT MANAGEMENT